

# 情報教育研究会 会則

## 名称

第1条 本会は、情報教育研究会（略称「情報研」）という。

## 目的及び事業

第2条 本会は、学校教育や情報教育の向上を図り、研究活動等を通して会員間の情報交換や情報教育に寄与することを目的とする。

第3条 本会は、次の事業を行う。

- 1 情報教育に関する研究
- 2 総会、研究会、講習会等の開催
- 3 会報、研究紀要等の発行
- 4 教育機関、関係団体、企業との連携活動や研究
- 5 本会の委員会や役員会が必要と認めた事業

## 組織及び会員

第4条 本会は、正会員、法人会員（無記名）、学生会員で組織する。

第5条 会員は、学校の教職員、退職した正会員、教育団体関係者、企業関係者（法人、個人）、学校教職員を志す者

第6条 学生会員は、大学・大学院・専門学校に在籍する学生とする。

第7条 会員の入会は、申請書を提出し、役員会の承認を得るものとする

第8条 会員の資格は、1会計年度とする。会員の資格は、脱会の申請がないかぎり自動更新される。

第9条 本会の事業運営を行うにあたり、次の部を置く。

1. 運営部
2. 研究部
3. 広報部
4. 会計部
5. 記録部

第10条 本会は次の役員を置く。各役員は可能な限り兼任をさける。

会長（1名） 副会長（1～2名） 部長（各部1名） 部員（各部2～5名）  
監査（1名） 専門委員会が存在する場合は委員長（各委員長1名）

第11条 役員は、正会員より選出され総会で承認を得た者を充てる。

第12条 会長、副会長、部長、委員長、監査は役員会で推薦され、総会において選出する。

副会長は、会長を補佐し、会長不在時はその任務を代行する。

部長は、本会の会務を分掌し、各部を代表する。

委員長は、各委員会を代表する。

部員は、部長と協議し事業の企画・運営に当たる。

監査は、会計を監査する。

第13条 本会は、役員会の承認を得て顧問、参与を置くことができる。定員は特に定めない。

役員会、各行事に参加する。

第14条 役員の任期は、2カ年度とし、再任を妨げない。

## 会 計

第 15 条 本会の会費は、無料とする。有志による寄金は歓迎する。

但し、通信・連絡費として、会員は年額 1000 円、法人会員は 5000 円、学生会員は 500 円とする。

第 16 条 本会の運営経費は、会費、事業の収益金ならびに寄金をもってあてる。

第 17 条 本会の会計年度は、毎年 4 月 1 日に始まり翌年 3 月 31 日をもって終わる。

第 18 条 本会の予算・決算は、役員会の決議を経た上、総会の承認を得るものとする。

## 会の運営

第 19 条 本会は、役員会、総会、役員会が認めた会や事業を必要に応じ実施する。

第 20 条 役員会は、会長が招集し、第 3 条に定める事業及び収支予算について執行の任に当たる。

第 21 条 総会は、原則的に各年 1 回以上開催し、総会の決議は、参加者の過半数をもって成立する。

第 22 条 本会の運営機構と分担を次のように定める。

- 1 運営部 各部の事業の調整、役員会の運営(案内・出張依頼の作成、議題収集、司会、他の部に属さない事項)
- 2 研究部 研究事業の立案・実施、研究大会の開催、研究紀要の作成、
- 3 広報部 サーバの管理、Web 情報の更新、会員の募集
- 4 会計部 Web での会員管理、会員情報の管理、会員継続管理、会費の管理、会計管理・運営
- 5 記録部 書記、記録保存、紀要、冊子など作成

第 23 条 本会に研究機構として専門委員会を置くことができる。その場合、代表者と有志の会員をもって組織し、役員会の承認を得て発足する。

第 24 条 専門委員会は 1 年度単位として申請テーマ毎に研究し、活動成果を研究会などで報告する。

## その他

第 25 条 本会の事務局は、鷗友学園女子中学高等学校（東京都世田谷区宮坂 1-5-30）に置く。

第 26 条 本会則の変更は、役員会の審議を経て総会で決定する。

附則 この会則は、平成 23 年 4 月 1 日から施行する。